

## 通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所介護 重要事項説明書

### 1. 事業の目的と運営方針

要介護・要支援状態にある方に対し、適正な通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 事業者の内容

- (1) 事業所名 老人デイサービスセンター えんどう  
 指定番号 2376100158  
 所在地 愛知県みよし市福谷町寺田4番地  
 管理者の氏名 山本 綾子  
 電話番号 0561-33-0788  
 F A X 番号 0561-33-0786  
 サービスを提供する地域 みよし市、東郷町、日進市、豊田市西部（千足町、本新町、白山町、西新町、宮口町、高崎町、汐見町、久岡町、貞宝町、花丘町、田糲町、保見町、浄水町、大清水町）

#### 【その他の地域】

上記実施地域外の送迎費用は、事業所の実施地域を越えた地点から1kmあたり25円をいただきます。

#### (2) 事業所の従業者体制

	常勤		非常勤		合計
	専任	兼任	専任	兼任	
管理者		1名			1名
生活相談員		3名			3名
看護師				2名	2名
介護職員		2名	6名		8名
その他			2名		2名
合計		6名	9名	2名	16名

(3) 定員及び営業時間帯

定員	30名
営業日・時間	8時30分～17時30分 月曜日～土曜日（1月1日～3日は休業）
サービス提供時間帯	9時20分～16時30分

(4) 設備の概要

○食堂

利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○機能訓練室

利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、相談室、静養室、事務室等の設備を設けます。

3. サービスの内容

(1) 送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業所の従業者はもとより、関係機関と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

- ① 併設施設において実施される行事等に参加することができます。
- ② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排泄

随時、排泄介助をいたします。（おむつ利用の方はおむつを持参下さい）

#### 4. 利用料金

通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(※介護報酬告示額は別紙1参照)

□その他の費用 (税別)

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1) 食事の提供に要する費用 | 680円 |
| (2) レクリエーション費用  | 100円 |
| (3) おむつ代        |      |

各自ご持参下さい。施設の物を使用した際は以下の金額を徴収させていただきます。

リハビリパンツ	100円
おむつ	100円
尿取りパット	20円
フラットタイプ	20円

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| (4) クリアケース (破損もしくは紛失した場合) | 200円 |
| (5) 洗濯代 (1回につき)           | 100円 |
| (6) キャンセル料について            |      |

当日、お休みされた場合には、キャンセル料が発生します。キャンセル料として食料費 (680円) 徴収させていただきます。

※ 上記「その他の費用」(1)～(6)には別途消費税が掛かります。

#### 5. サービス利用に当たっての留意事項

①利用者又は利用者代理人、その家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。

②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

⑤お弁当の持込は原則お断り致しております。

## 6. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・協力医療機関

- ・名称 三好ヶ丘メディカルクリニック
- ・住所 愛知県みよし市福谷町寺田6番地

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 7. 利用の休止

感染症及び伝染性疾患に感染された場合は、感染予防のため利用を休止させていただきます。

## 8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

## 9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合などには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 11. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

### 12. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

### 13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、その態様及び理由等についての記録を行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 1 4. 虐待防止の措置

事業者は、事業所を利用する利用者の人権擁護・虐待の防止のために必要な指針を整備し、その職員に対し、虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所は、利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り、虐待防止責任者を定めます。

【虐待防止責任者 管理者：山本 綾子】

#### 1 5. ハラスメント対策

事業者は、事業所で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為

※上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族が対象となります。

- (2) ハラスメントが発生した場合、マニュアルなどをもとに即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### 1 6. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：山本 綾子

ご利用時間：月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話番号：0561-33-0788

#### 行政機関

みよし市役所長寿介護課 電話番号：0561-32-8009

東郷町役場高齢者支援課介護保険係 電話番号：0561-56-0735

日進市役所介護保険課 電話番号：0561-73-1495

豊田市役所介護保険課 電話番号：0565-34-6634

愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室・苦情調査係

所在地：愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号（国保会館）

電話番号：052-971-4165

#### 17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

#### 18. 第三者評価の有無

有 ・ 無

指定通所介護又は介護予防通所介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

〈事業者〉

所在地 愛知県みよし市福谷町寺田4番地  
事業所名 老人デイサービスセンター えんどう  
(事業者番号 2376100158)

管理者名 山本 綾子

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定通所介護又は介護予防通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所

氏名

〈利用者代理人（選任した場合）〉

住所

氏名 (続柄 )

署名代行理由：

(別紙1)

□介護報酬告示額 地域区分：5級地 単価：10.45円

(1) 基本料金

要支援1	436 単位/回	*1月当たりの回数を定める場合 (1月の中で全部で4回まで)
	1798 単位/月	*1週当たりの標準的な回数を定める場合 (月5回利用する場合 1798 単位/月+436 単位/回)
要支援2	447 単位/回	*1月当たりの回数を定める場合 (1月の中で全部で8回まで)
	3621 単位/月	*1週当たりの標準的な回数を定める場合 (月9回利用する場合 3621 単位/月+447 単位/回)
要介護1		658 単位/日
要介護2		777 単位/日
要介護3		900 単位/日
要介護4		1023 単位/日
要介護5		1148 単位/日

(2) 加算・減算料金等

◆入浴加算	40 単位/日
◆サービス提供体制加算Ⅰ	
要支援1	88 単位/月
要支援2	176 単位/月
要介護1～5	22 単位/日
◆介護職員処遇改善加算Ⅲ	8.0%
◆送迎減算(事業所が送迎を行ってない方)	
一日	-94 単位
片道	-47 単位
◆同一建物減算(事業所と同一の建物に居住する方又は同一建物から利用する方)	
要介護1～5	
同一建物減算	-94 単位
要支援1・2	
*1週当たりの標準的な回数を定める場合	
・同一建物減算1(要支援1)	-376 単位
・同一建物減算2(要支援2)	-752 単位
*1月当たりの回数を定める場合	
・同一建物減算3(要支援1・2)	-94 単位